

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
1	3	1	1	2		第1部第1章第2節2.2(1) 処理対象物の受入れ	「受入基準」は、以前ご提示頂いた「別紙 福岡都市圏南部環境事業組合廃棄物処理施設受入基準について」を指すものと解釈してよろしいでしょうか。また、受入基準の内容についてはご協議頂けるのでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、内容については、「福岡都市圏南部環境事業組合廃棄物処理施設受入基準について」の内容とします。
2	3	1	1	2		第1部第1章第2節 2.1本施設の設計・施工に係る業務 (2)	既設焼却施設を稼働しながら本施設建設を実施し、本施設引き渡し後に既設を停止すると聞いております。既設設備の停止に伴う官公庁等への申請および併設運転に係る既設焼却設備の改修並びに停止に伴う工事等は所掌範囲外と考えますがよろしいでしょうか。	既設施設に関する手続き、改修工事等は不要と考えています。
3	3	1	1	2		2.1 (1)	「北側の既存焼却施設の稼働に影響がないように計画すること。」とありますが、参考に現南部工場の定期補修時期をご教示願います。	年度により異なりますが、概ね11月1日～2月末(全炉停止：1月9日～1月28日)です。
4	3	1	1	2		2.1 (1)	「北側の既存焼却施設の稼働に影響がないように計画すること。」とありますが、現南部工場の北側門および南側門のそれぞれ使用状況(南側門は職員通勤車のみ使用など)についてご教示願います。	現南部工場では、北側門からの入場、退場が基本です。南側門は夜間収集車両の一部が退場用で使用しています。
5	3	1	1	2		2.1 (2)	既存焼却施設との取り合いとして、電気、物質(主にユーティリティ系)、熱(主に余熱利用)等の取り合いが必要となる項目があればご教示願います。	電気の引込み以外の取り合いは考えていません。
6	3	1	1	2		第1部第1章第2節2.2 (1) 処理対象物の受入れ	「運営事業者は、受入供給設備において組合が定める受入基準を基に、・・・」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答N079」で御回答頂きましたように、運営期間中に当該基準が変更された場合における費用変動リスクは貴組合と協議させて頂くとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	3	1	1	2		第1部第1章第2節2.2 (1) 処理対象物の受入れ	「運営事業者は、・・・搬入禁止物が確認された場合には搬入者に返却する」「搬入時において善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該搬入禁止物を排除することが出来なかったことを運営事業者が明らかにした場合は、運営事業者は、組合が指定する場所へ運搬し、組合が処分する」とありますが、収集車により搬入禁止物が搬入された場合は、持ち主への返却が不可能ですので当該搬入禁止物を排除することはできません。この場合、運営事業者が貴組合指定の場所まで運搬し、貴組合にて処分して頂けるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	4	1	1	2		第1部第1章第2節2.2(1) 処理対象物の受入れ	組合殿が指定する搬入禁止物の運搬先は、組合殿にて計画されております(仮称)福岡都市圏南部最終処分場としてよろしいでしょうか。また、運営期間(25年間)中に組合殿の指示により排出先が遠方等に変更された場合についての追加費用及び運搬委託は認められるものと考えます。	運搬先は、搬入禁止物の種類により、組合が指定する場所へ運搬することとなります。
9	4	1	1	2		第1部第1章第2節2.2(4) 焼却灰等の貯留、運搬及び処理	組合殿の最終処分場は、組合殿にて計画されております(仮称)福岡都市圏南部最終処分場としてよろしいでしょうか。運営期間(25年間)中の最終処分場の場所をご教示願います。また、運営期間(25年間)中に組合殿の指示により排出先が遠方等に変更された場合についての追加費用は認められるものと考えます。	前段はお見込みのとおりです。後段については、運搬先が変更になった場合は協議するものとします。
10	4	1	1	2		第1部第1章第2節2.2(4) 焼却灰等の貯留、運搬及び処理	資源物の取り扱いについて「処理対象物の処理によって発生した資源物について、・・・自らの責任において、有効利用を図る。」とありますが、p147の2.10において、「運営事業者は、発生した資源物を利活用できなかった場合は、・・・組合が指定する最終処分場まで運搬すること。」とあることから、やむを得ず利活用ができなかった場合の資源物は、運搬までを運営事業者、処分は組合殿が実施いただけるとの解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	4	1	1	2		第1部第1章第2節 2.2本施設の運営に係る業務 (1)処理対象物の受入れ	貴組合及び関係市町が搬入者に対して行う予定の広報・啓発活動の内容をご教示いただけますでしょうか。	ホームページ等で受入基準の公表や搬入停止日の通知等を行う予定にしております。現在、構成市町のホームページに掲載されている内容が基本となります。
12	4	1	1	2		第1部第1章第2節 2.2本施設の運営に係る業務 (4)焼却灰等の貯留、運搬及び処理	「運営事業者は、・・・適正に処理を行った後、・・・本施設より組合の最終処分場へ運搬するものとする。」とありますが、最終処分場への荷卸の方法についてご教示願います。	最終処分場側の指示に従い、運搬車からダンピングし、荷下ろしを終えた運搬車は、車体に付着した廃棄物を洗車場で除去し、最終処分場外へ出ることとなります。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
13	4	1	1	2		第1部第1章 第2節 2.2本施設の運営に係る業務 (4)焼却灰等の貯留、運搬及び処理	「運営事業者は、・・・適正に処理を行った後、・・・本施設より組合の最終処分場へ運搬するものとする。」とありますが、運搬先の住所は「大野城市大字中地内」でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	4	1	1	2		第1部第1章 第2節 2.2本施設の運営に係る業務 (4)焼却灰等の貯留、運搬及び処理	「運営事業者は、・・・適正に処理を行った後、・・・本施設より組合の最終処分場へ運搬するものとする。」とありますが、焼却灰、飛灰及び利活用できなかった資源物等の対象物は、全量を同一の最終処分場に運搬するのでしょうか。それとも、種別により最終処分場の指定はあるのでしょうか。	焼却灰、飛灰処理物及び利活用できなかった資源物は、全量を同一の最終処分場に運搬することを考えています。
15	4	1	1	2		第1部第1章第2節 2.2(1) 搬入禁止物	搬入禁止物について、“組合が指定する場所へ運搬・・・”とありますが、指定する場所をご教示願います。	No8をご参照下さい。
16	4	1	1	2		第1部第1章第2節 2.2(1) 搬入禁止物	搬入禁止物は、本来搬入されないことが前提であり、その発生量は僅少であると想定します。一方、発生量が想定より多く、その対策のためにプラットホーム・ごみピット内の監視体制を強化することや、プラットホーム内でのごみ搬入検査回数を増加して対応する場合、また搬入禁止物の組合指定場所への運搬頻度の増加などにより、運営事業者の作業負担が増加する場合には、運営委託費用の見直し等についてご協議いただけるものとの理解で宜しいでしょうか。	十分な監視が行える体制で提案されるものと考え、委託費の見直し等は考えていません。
17	4	1	1	2		第1部第1章第2節 2.2(4) 最終処分場	焼却灰及び飛灰処理物の搬送先である、組合殿の最終処分場については、福岡市西区今津の西部(中田)埋立場と理解して宜しいでしょうか。	福岡市西区今津の西部(中田)埋立場ではありません。 No13をご参照下さい。
18	4	1	1	2		2.3 (1)	土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更に關する調査・報告届出等は、御組合が実施される粗造成工事時に完了していると考え、本工事においてその調査等は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	4	1	1	2		第1部 第1章 第2節2.2 (2) 処理対象物の適正処理	「飛灰とは集じん器、ボイラ及びその他排ガス処理系統で捕集された灰をいう」とありますが、以下の理由からボイラ灰については主灰と混合処理することは可能でしょうか。 ボイラ灰は法律上、特別管理一般廃棄物ではなく、性状についても焼却灰と類似していること 主灰と混合して処理されている実績が多数あり、溶出基準等についても問題ないこと 主灰と混合処理することにより飛灰処理装置(加熱脱塩装置)の消費動力や、薬品代等の維持管理費を軽減することが可能であること	ボイラ灰の処理については、要求水準書のとおりとして下さい。
20	4	1	1	2		第1部 第1章 第2節2.2 (4) 焼却灰等の貯留、運搬及び処理	「運営事業者は、本施設以外で処分する必要のある廃棄物については、組合の指定する場所まで運搬するものとする。」とありますが、各応募者間の事業費用算出条件の公平性を担保するため、焼却灰・飛灰処理物以外に想定される廃棄物の種別・量等を御教示下さい。 また、運搬先として貴組合が指定する場所とは、貴組合の最終処分場との解釈でよろしいでしょうか(最終処分場以外をお考えの場合は、運搬先までの距離・受入条件・受入可能日時等をご教示願います)。	焼却灰・飛灰処理物以外の廃棄物については、事業者の経験で想定し算定して下さい。なお、運搬先はNo8をご参照ください。
21	5	1	1	2		第1部第1章第2節 2.3(4)施設見学者対応への協力	見学問い合わせや受付業務は、組合殿所掌と考えてよろしいでしょうか。 運営委託側対応の場合、問い合わせの代表電話が運営委託側の事務所電話番号となり、運営委託会社名対応にて問い合わせの混乱が生じるものと考えます。	スケジュール管理も含めて施設見学に関する事項は運営業者が一元管理して下さい。その中で、行政視察の日程等は、組合と調整を行うものとし、行政視察は組合が対応します。
22	5	1	1	2		第1部第1章 第2節 2.3その他付帯業務 (4)施設見学者対応への協力	要求水準書(案)から「原則運営事業者が実施するものとする」との記載が削除されておりますので、原則貴組合がご対応するものと理解してよろしいでしょうか。また、上記の場合、運営事業者が貴組合と連携する主な業務としては、見学に適した炉運転日の調整及び必要に応じて貴組合が要請する見学時間内の安全確保などの補助作業と解釈してよろしいでしょうか。	No21をご参照ください。
23	6	1	1	3		第1部第1章第3節 3.3(5)住民対応	周辺住民からの意見や苦情に対応する窓口は、組合殿所掌と考えてよろしいでしょうか。 運営委託側対応の場合、問い合わせの代表電話が運営委託側の事務所電話番号となり、運営委託会社名対応にて問い合わせの混乱が生じるものと考えます。	住民からのクレームは施設に来ると思われるため、まず運営事業者にて適切に対応して下さい。その後、内容に応じて組合と事業者で協議を行って対応することとします。
24	7	1	2	1		1.1 (2)	「建設地の基盤を成す地質は風化花崗岩であり・・・」とあり発破掘削は必要ないものと考えていますが、契約後の調査や施工期間中に建設地の硬岩が判明した際には組合様との協議により、契約金額や工事期間の変更は可能でしょうか。	提示の地質調査から想定することから事業者の負担での工事と想定しています。 工事期間の変更は、不可とします。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
25	7	1	2	1		1.2 添付資料10	地質に関する資料として、添付のボーリングデータ図だけでなく、ボーリングサンプルの公開をお願いいたします。	ボーリングサンプルを確認される場合は、1週間前までに組合に連絡下さい。
26	7	1	2	1		1.2 添付資料10	地質に関する資料として、添付のボーリングデータ図だけでは、配置計画上では位置が不足しております。配置計画案・施工計画検討の為に平成23年2月に、更に3箇所程度のボーリングや地質探査をすることは可能でしょうか。	平成23年2月は無理ですが、契約後、ボーリングや地質探査を行うことは可能です。調査に際しては、造成工事中であるため、調整が必要となります。
27	7	1	2	1		第1部 第2章 第1節1.1 (2) 事業用地及び周辺の状況	予定地東側の調整池容量は、「要求水準書(案)」に係る質問の回答NO31」で御回答頂きましたように、クリーンパーク全体の雨量を考慮されたものであり、容量不足の場合、調整池の増築は本工事範囲外との解釈でよろしいでしょうか。	調整池の容量の考え方は、添付資料11造成計画図 注意3に示すとおりです。
28	8	1	2	1		第1部第2章第1節1.5(1) 電気	構内第1柱から新工場棟内取合点までの配線、配管等工事一切は、電力事業者所掌、その負担金は、建設請負事業者と理解すればよろしいでしょうか。また、現南部工場への電源切替等の計画、工事、調整等も電力事業者所掌範囲との理解でよろしいでしょうか。	電力供給対策に関する工事は、電力事業者が実施し、工事負担金については、要求水準書のとおりとします。電力引込工事は、電力事業者ですが、建設請負事業者は、電気事業者・既設工場との協議や調整等を主となって行って下さい。
29	8	1	2	1		第1部第2章第1節1.5(6) 通信	通信回線の電話についてはネット回線のみ利用することでも構わないでしょうか。行政関係での特別な通信回線設置のご指示がありますでしょうか。	前段は、災害時等に利用可能な仕様も含めてご提案下さい。後段については、指示はありません。
30	8	1	2	1		第1部第2章 第1節 1.5ユーティリティ条件 (1)電気	工事負担金が建設請負事業者負担になっていますが、詳細な工事内容が電力会社と決まりませんと費用の算出が困難です。また、本施設はD B Oであり、所有権が貴組合にありますので、負担金は貴組合のご負担でお願いできないでしょうか。貴組合にてご負担頂けない場合、見積書の仕様統一のために工事負担金として見込む金額を提示いただけませんかでしょうか。	工事負担金は、要求水準書のとおり建設請負事業者の負担とします。負担の金額については、平成22年11月17日付の「(仮称)新南部工場建設に伴う電力引込の提示について」を参考として下さい。
31	8	1	2	1		第1部第2章 第1節 1.5ユーティリティ条件 (8)その他	「民間事業者が必要とするユーティリティについては、民間事業者が調達し、その費用は民間事業者が負担すること」との記載より、上水の引込み・下水の放流において、負担金が必要な場合、民間事業者が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	8	1	2	1		第1部第2章 第1節 1.5ユーティリティ条件 (8)その他	「民間事業者が必要とするユーティリティについては、民間事業者が調達し、その費用は民間事業者が負担すること」とあることから、運営開始後における本施設において貴組合が使用する電話・情報通信のための加入料金・使用料金等は貴組合が負担すると考えてよろしいでしょうか。	電話・情報通信の加入料金・使用料金は、組合が負担します。
33	8	1	2	1		1.5 (1)	電気は「…地中埋設による引き込みを行うこと」とありますが、工事中の仮設につきましては保護の必要な箇所を除き、架空配線としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	8	1	2	1		1.5 (1)	電力引込工事負担金について、H22.11.17付で2案をお示しいただいた内容が今回募集要項には含まれておりませんが、この2案より選択して提案するものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	8	1	2	1		1.5 (1)	また、この2案の受電地点はおおよその位置を仮定したうえで工事費を想定しておられますが、当社配置上の具体的位置をもとにした工事費算出依頼等、電力会社と直接協議してもよろしいでしょうか。	電気事業者へお問い合わせ下さい。
36	8	1	2	1		1.5 (1)	H22.11.17付で組合様よりお示しいただいた電力引込に関する案には撤去も含まれておりますが、要求水準書(案)に係る質問の回答(H22.6.21) NO.98の回答で新設受電～既設解体開始までの期間は双方の工場での受電となりますので、新設と撤去の時期は同時期に実施されません。(建設期間中に撤去は行われないと想定しております。) 所掌区分としては、既設の撤去は別途工事であり、新設分のみが建設請負事業者負担となっておりますので、新設部分のみの費用をご教示ください。	平成22年11月17日付の「(仮称)新南部工場建設に伴う電力引込の提示について」は、建設工事期間中において、電力引込工事を行う際の必要な工事費用を示しております。なお、案1は、既設管路を流用した工事であるため、ケーブルの取替工事を示しております。
37	8	1	2	1		1.5 (4)	P8では、「生活系排水は公共下水道に放流する」、P85では、「…生活系、…は、…基準を遵守するよう処理を行い、公共下水道に放流する。」、また、P135では、「生活系排水は、適切に処理した後、公共下水道へ放流すること。」とあります。生活系排水を公共下水道へ放流するに際し、基準を遵守している場合は、場内処理を不要としてよろしいでしょうか。	生活系排水は放流水槽で他の系統と合流し、放流することを想定しています。放流水槽で基準を満足して下さい。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
38	8	1	2	1		第1部第2章 第1節1.5 (1) 電気	「敷地内の引き込みルートは、同工事施工時の現南部工場の停電や解体に配慮して決定すること。」とありますが、添付資料2の構内鉄塔より新工場の受電点まで、現南部工場の埋設配管を使うことなく、地中埋設による引き込みを行う必要があると解釈してよろしいでしょうか。	平成22年11月17日付の「(仮称)新南部工場建設に伴う電力引込の提示について」をご参考下さい。 案1は、既設管路流用案です。案2は、既設工場東側新設案です。
39	8	1	2	1		第1部第2章 第1節1.5 (1) 電気	「また、工事負担金は建設請負事業者が負担すること。」とありますが、各応募者間の積算条件の公平性を確保するため、可能な限り情報(必要設備、工事負担金など)の公開をお願いいたします。	30をご参照下さい。
40	11	2	1	1		第2部第1章第1節1.2(5) その他	ハートビル法対象外の場合は本法適用外と考えてもよろしいでしょうか。	ハートビル法は、廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が施行されているため、要求水準書を修正します。なお、同法第2条第16号に定める「特定建築物」として対応してください。
41	11	2	1	1		1.2 (4)	平成22年12月28日発行の要求水準書に、関係法令として「森林法」が追記されましたが、何か遵守すべき規制や必要な届出などがあるのでしょうか。	森林法に関する届け出は組合で行います。 なお、土木工事の設計に際し、「林地開発許可申請の手引き」平成19年7月福岡県水産林務部治山課)の技術的基準により、設計する必要があります。
42	14	2	2	1		第2部第2章第1節1.5実 施設設計のかし	実施設計のかしにおいて、「ただし、組合の提供したデータ及び情報等が誤りである場合、又は組合の具体的指図に基づく設計の部分については、この限りでない。」の一文が平成22年5月18日公表の要求水準書(案)時点より削除されておりますが、これは設計だけに係わらず、調達・建設・運営等事業全般に適用されるためと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	15	2	2	2		第2部第2章 第1節 2.4安全衛生管理	工事車両の出入りは、南側出入口の利用も可能と考えてよろしいでしょうか。	工事車両は、原則として南側出入口からの利用と考えて下さい。
44	15	2	2	2		2.3	組合様実施の粗造成以降の事業者提案による造成工事に際して、都市計画法29条1項第3号及び同施行令21条22項により「公益上必要な建築物」に該当する為、開発許認可は不要と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	15	2	2	2		2.3	組合様と関係諸官庁との事前の協議により、その他法令に関し確認申請以外の事前申請・届出が必要なものがありませんらご提示ください。	各種法令に則した手続きについては事業者で状況を把握して下さい。
46	15	2	2	2		2.6 (5)	「建設請負事業者は、工事開始前に電気主任技術者、ボイラ・タービン主任技術者を選任し、」とありますが、組合様においても同様に工事開始前に電気主任技術者とボイラ・タービン主任技術者を選任されるのでしょうか。	法規上の電気主任技術者とボイラ・タービン主任技術者は、建設請負事業者での選任となるので組合では選任しません。
47	16	2	2	2		第2部第2章第2節 2.7仮設(4)	「執務に必要な図書及び事務機器・机・椅子等」を具体的にご教示願います。	組合職員12名が執務出来る内容でお考えください。 詳細は協議とします。
48	16	2	2	2		第2部第2章第2節2.9地 中障害物	「予期しない大型の地中障害物」とは、地下滞留ガス等の無形の障害も含まれるものと解釈しますがよろしいでしょうか。H22年6/21付け要求水準書(案)に係る質問の回答No.47にてご質問回答頂きましたが、不明確につき再確認させていただきます。	地下滞留ガス等の無形の障害も含まれます。 また、現時点では想定しておりませんが、予期しないものが発見された場合は、協議を行うものとします。
49	16	2	2	2		第2部第2章 第1節 2.7仮設 (4)	本事業に関わる住民説明会等は貴組合で行い、事業者は対応に協力するものという理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
50	16	2	2	2		第2部第2章 第1節 2.9地中障害物	地中障害物は、事業者では予測できない可能性が大きいので、費用負担を含めて貴組合の業務としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
51	16	2	2	2		第2部第2章 第1節 2.10電波障害発生 の防止	「建設請負事業者は、・・・障害が発生する場合には適切な対策を行う。」とありますが、計画初期の現段階において、適切に影響対象戸数を把握することは困難です。電波障害の発生予測調査のみを本事業範囲とし、その対策費については、別途清算として頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。 障害が発生した場合の対策費については、建設請負事業者とします。
52	16	2	2	2		第1部第2章 2.10 電波障害の防止	煙突形状を円形とし、外面を曲面とすることで電波障害発生防止に努めるなどの提案は可能でしょうか。	可とします。ただし、景観に配慮した形状で、ご提案下さい。
53	16	2	2	2		第1部第2章 2.10 電波障害の防止	万が一電波障害が発生した場合には集合アンテナの設置を行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご提案下さい。なお、維持管理費についても事業者負担とします。
54	17	2	2	2		第2部第2章第2節 2.12(ア)(2)建築 工事関係	本項目記載以外のものについては保証書不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
55	17	2	2	2		第2部 第2章 第2節2.12(ア) かし担保期間	予備品及び消耗品に関しまして、「要求水準書(案)に係る質問の回答N051」で御回答頂きましたように、必要数量は運営事業者の提案とさせて頂くとの解釈でよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)に係る質問の回答N051」の回答では運営事業者の提案とは回答しておりませんが、必要な予備品及び消耗品をご提案下さい。
56	17	2	2	2		第2部 第2章 第2節2.12(ア) かし担保期間	施設引渡し時に納入した予備品・消耗品について、「要求水準書(案)に係る質問の回答N052」で御回答頂きましたように、かし担保期間(引渡し後3年間)中に実施する定期点検整備に使用できるものとの解釈でよろしいでしょうか。	使用できるものとします。 かし担保期間が明ける時期において、かし担保確認要領書に記載数量に不足している分は納入するものとします。
57	18	2	2	2		第2部 第2章 第2節2.16 完成図書	「CADデータ(CADソフトを含む。)」とありますが、DBO方式のためCADデータ及びCADソフトは不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
58	19	2	2	2		第2部第2章第2節 2.16(4)6)特別完成写真	「写真専門業者の撮影したカラー写真」であれば、「特別完成写真」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。具体的に特別完成写真としてご指定される撮影対象があればご教示願います。	お見込みのとおりです。 なお、具体的には外観、主要機器等を撮影対象と考えています。
59	19	2	2	2		第2部 第2章 第2節2.16 (4)6) 完成図書その他	完成図書として「特別完成写真」を御指示されていますが、姿完成後の写真であるとの解釈でよろしいでしょうか。また、どの程度の写真枚数を想定されているか御教示下さい。	No58をご参照ください。
60	23	2	3	2		第2部 第3章 第2節2.2 試運転	「試運転の期間は、予備性能試験及び引き渡し性能試験を含め、原則180日程度とする」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答N057」で御回答頂きましたように、試運転は、静調整、乾燥焚を含むものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	24	2	3	3		第2部 第3章 第3節3.1 (4) 引渡性能試験	「非常停止(受電・自家発電等の一切の停止を含む。)、機器故障など本施設の運転時に想定される重大事故について、緊急作動試験を行い」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答N058」で御回答頂きましたように、引渡性能試験とは別途実施するものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	27	2	3	3		第2部第3章第3節3.2 表2-3-1 No.5放流水	放流水の保証値に「COD:100mg/L以下」とありますが、一方H22年6/21付け要求水準書(案)に係る質問の回答No.91において、「SS:100mg/L」との回答を頂いております。「COD:100mg/L以下」が正との理解でよろしいでしょうか。	「SS:100mg/L」が正です。 要求水準書等を修正します。
63	27	2	3	3		第2部第3章第3節 3.2 表2-3-1 5 放流水	保証値として示されている水質及び引用指定されている第2部第4章第3節(37頁)の水質は、プラント排水処理設備に対するものであって、プラント関連以外の生活排水(水洗便所から排除される汚水を含む)に対するものではないと考えてよろしいですか。	No37をご参照ください。
64	27	2	3	3		第2部第3章第3節 3.2 表2-3-1 7 騒音	騒音測定は、敷地境界線上(添付資料13中で示される赤線)の地上1.2~1.5mの位置と考えてよろしいですか。	地上1.2mの位置で測定してください。
65	27	2	3	3		第2部 第3章 第3節3.2 表2-3-1 No.5 放流水	放流水の関係法令で定められている項目について、性能保証事項としては下水道放流直前の放流水槽における測定値にて評価するものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	27	2	3	3		第2部 第3章 第3節3.2 表2-3-1 No.7 騒音	騒音の測定場所について、想定されているおよその箇所数を御教示下さい。	5箇所程度を想定しています。
67	28	2	3	3		第2部第3章第3節3.2 表2-3-1 No.10燃焼ガス 温度等	試験方法において、「減温塔入口、集じん器入口」の記載がありますが、その目的は何かご教示願います。	機器性能の確認のためです。
68	28	2	3	3		第2部 第3章 第3節3.2 表2-3-1 No.8 振動	振動の測定場所について、想定されているおよその箇所数を御教示下さい。	No66をご参照ください。
69	28	2	3	3		第2部 第3章 第3節3.2 表2-3-1 No.13 非常用発電装置	「(4)非常用発電機については、JIS B 8041により行う」とありますが、本規格はガスタービンに関する試験方法であるため、非常用発電装置としてガスエンジンを使用する場合はガスエンジンの試験方法に相当する規格に読み替えるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	29	2	3	3		第2部第3章第3節3.2 表2-3-1 No.15脱気器 酸素含有量	脱気器酸素含有量の試験方法に「測定回数 1回以上」とありますが、一方H22年6/21付け要求水準書(案)に係る質問の回答No.66において、「1回/1日以上」との回答を頂いております。「測定回数 1回以上」が正との理解でよろしいでしょうか。	1回/日以上が正です。要求水準書を修正します。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
71	29	2	3	3		第2部第3章第3節3.2 表2-3-1	H22年6/21付け要求水準書(案)ではNo.16に「用役、薬品類」の保証項目があり、H22年6/21付け要求水準書(案)に係る質問の回答No.67においても、保証項目とする旨の回答を頂いておりますが、今回当該保証項目は除外頂いたものと解釈しますがよろしいでしょうか。(要求水準書 変更対照表に未記載のため確認)	お見込みのとおりです。
72	29	2	3	3		第2部第3章第3節3.2 表2-3-1 No.14 緊急作動試験	緊急作動試験とは、「要求水準書(案)に係る質問の回答No70」で御回答頂きましたように、受電、蒸気タービン発電機が同時に停止した場合に非常用発電機がただちに起動して、安全に炉を停止できることを確認する試験であるとの解釈でよろしいでしょうか。 また、その他に非常用発電機も起動しない試験も行う場合、直流電源装置、無停電電源装置及び建築設備関係の非常用設備の作動確認に必要な時間を停電時間として計画してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	30	2	3	3		第2部第3章第3節3.6 焼却灰及び飛灰処理物の取り扱い	「～焼却灰及び飛灰処理物等は、指定された要件を満足することを確認後、建設請負事業者が組合の指定する場所まで運搬し、～」とありますが、建設請負事業者が当該運搬を委託することは認めて頂けると考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
74	31	2	3	4		第2部第3章第4節(2)建設請負事業者の費用負担範囲2)	「環境モニタリング費用」の具体的内容について、11/17付け要求水準書(案)に係る質問への回答の変更No.74において、「表2-3-1に示されている・・・(騒音・振動など)」との記載がありますが、騒音・振動以外の項目について明示頂きたく。	表2-3-1に示しているNo.7騒音、No.8振動、No.9悪臭の項目を実施予定と想定しています。
75	31	2	3	4		第2部第2章第4節(2)建設請負事業者の費用負担範囲2)	環境モニタリングの内容をご教示願います。	No74をご参照ください。
76	31	2	3	4		第4節(2)2)	必要とされる環境モニタリングの具体的内容をご教示願います。	No74をご参照ください。
77	31	2	3	4		第2部第3章第4節(1)2)組合の費用負担範囲	「試運転により発生・・・飛灰処理物等の処分に要する費用」とありますが、搬入禁止物の処分費用も貴組合にご負担頂けるものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	32	2	4	1		1.3(1)	今回入札における25年間の計画ごみ量については、要求水準書(案)に係る質問の回答(H22.6.21)NO.277の回答で示された別紙のとおりでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	32	2	4	1		第2部第4章第3節3.4 騒音に関する基準	一般居室について、騒音基準はないと考えてよろしいでしょうか。	第2部第1章第1節1.2関係法令の遵守に記載の法令には遵守することが必要です。
80	33	2	4	1		1.4	計画ごみ質が提示されていますが、新施設の仕様検討の参考資料として福岡市様で毎年発行されております「南部工場報」について開示いただきたくお願いします。	過去10年間及び平成21年度のごみ質データを提示します。
81	33	2	4	1		1.4	計画ごみ質が提示されていますが、新施設の仕様検討の参考資料として現南部工場の低位発熱量がわかる最新データを1か月分程度開示いただきたくお願いいたします。	No80をご参照下さい。
82	33	2	4	1		第2部第4章第1節1.4 計画ごみ質	計画ごみ質として御提示の低質ごみと高質ごみは、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(全国都市清掃会議)」P38にあるように、ごみ質の出現頻度の分布が正規分布であると仮定した時の90%信頼区間の両端であるとの解釈でよろしいでしょうか。異なる場合は、どのように計画ごみ質を決定されたか御教示下さい。	低質ごみ及び高質ごみについては、ごみ質の出現頻度の分布が正規分布であると仮定した時の99%信頼区間の両端を採用しています。
83	33	2	4	1		第2部第4章第1節1.4 計画ごみ質	2010年10月のヒアリング時に「今計画での基準ごみ質は過去10年間の平均値である」とのご回答を頂きましたが、過去10年間のごみ質(発熱量)のデータ及び測定方法を開示して頂けないでしょうか。 開示が不可能な場合は、過去の発熱量はほとんど変動していないのか、または上昇・下降傾向にあるのか御教示下さい。	No80をご参照下さい。データの測定方法は分析機関によるものです。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
84	33	2	4	1		第2部 第4章 第1節1.4 表2-4-3 計画ごみ質	注記にごみ中の物理組成から低位発熱量を算出する式の記載がありますが、真灰分とは全体の灰分から可燃分中に含まれる灰分を除いた後の値との理解でよろしいでしょうか。	灰分から灰分中に含まれる不燃物を除去したものです。
85	33	2	4	1		第2部 第4章 第1節1.4 表2-4-3 計画ごみ質	注記にごみ中の物理組成から低位発熱量を算出する式の記載がありますが、要求水準書に記載の低位発熱量は物理組成を元に算出されたものとの解釈でよろしいでしょうか。または、低位発熱量に合うように物理組成を決定されたのでしょうか。	過去のデータから総合的に判断して決定しています。
86	35	2	4	2		第2部第4章第2節 2.11(5)直接搬入車両	2~10tトラックの直接搬入の荷降ろしについては、直接搬入者が実施するものとし、荷降ろし後に搬入禁止が確認された場合の荷上げについても直接搬入者が実施するものと考えてよろしいでしょうか。	原則は直接搬入者が荷降ろし、荷上げを実施することとしますが、必要な介助は事業者がおこなうものとしします。
87	35	2	4	2		2.12	現南部工場の定期補修期間中のごみの受入状況（福岡市様他工場に搬入など）について、ご教示願います。また、定期補修期間中に発生するごみを他工場へ搬入している場合、新施設でも同様の対応と考えてよろしいでしょうか。	(仮称)新南部工場において定期修理期間中の他の工場へのごみの搬入は想定してませんので、ごみの受入状況については提示の必要はないと考えます。
88	35	2	4	2		第2部 第4章 第2節2.11 (4) 搬入出車両	「灰運搬専用の車両とし・・・」とありますが、貴組合指定の最終処分場へ運搬するものであれば、焼却灰・飛灰処理物以外のもの（例えば搬入禁止物等）を積載・運搬してもよいと考えて宜しいでしょうか。	原則不可とします。
89	36	2	4	2		第2部第4章第2節 2.12 表2-4-6 可燃性粗大ごみ	“可燃性粗大ごみは・・・”以下のご説明について、以下確認させてください。 夜間搬入による可燃性粗大ごみの搬入量は、約2t/日との理解で宜しいでしょうか。 要求水準書（案）時点での質疑にて、破碎処理量はごみ搬入量の約2%とのご回答がありました。 平成28年度計画処理量を例にとると、破碎処理量：約2,554t（127,700t/年×0.02）と、夜間搬入の年間換算量：約288t（2t/日×12日/月×12月/年）の差分：約2,266tが、昼間搬入分になるとの理解で宜しいでしょうか。	、ともにお見込みのとおりです。
90	36	2	4	2		2.12	粗大ごみ破碎機で処理を行う必要のある可燃性粗大ごみの計画量又は実績量をご教示下さい。	No89をご参照下さい。
91	36	2	4	2		2.12	「粗大ごみ破碎機での処理を行う必要のある～搬入量は約2t/日である。」とありますが、粗大ごみ破碎機の破碎能力は要求水準書内に記載のとおり50t/5hとして計画するものと理解してよろしいでしょうか。	約2t/日とあるのは、夜間搬入による量を示しています。破碎機能力については要求水準書のとおりとします。
92	36	2	4	3		3.1	要求水準書及び生活環境影響調査書には白煙防止条件の記載がありませんが、（仮称）新南部工場基本計画（平成21年12月28日策定）には「外気条件、気温10℃かつ湿度50%において、白煙が発生しないようにする。」と記載されています。白煙防止条件は、要求水準書通り基準がないと解釈してよろしいでしょうか。	（仮称）新南部工場基本計画等の計画を遵守して下さい。
93	36	2	4	3		第2部 第4章 第3節3.1 排ガスに関する基準	硫酸化物、塩化水素の発生濃度は処理対象ごみのごみ性状に依存し、運営事業者ではコントロールできない値であり、設備設計及び排ガス処理薬剤の使用量及び飛灰量に大きく影響を与えるため、計画条件を各社統一とするために発生濃度を規定しておく必要があると考えます。 「要求水準書（案）に係る質問の回答N088」で御回答頂きましたように、計画ごみ質から推定される数値は 『HCl濃度（乾きガスO212%換算値）平均390ppm、SOx濃度（乾きガスO212%換算値）平均20ppm』となります。 したがって、今計画においてもこの数値を使用するものとの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の計画ごみ質をご確認の上、ご提案下さい。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
94	36	2	4	3		第2部 第4章 第3節3.1 排ガスに関する基準	水銀の発生濃度は処理対象ごみのごみ性状に依存し、運営事業者ではコントロールできない値です。設備設計及び排ガス処理薬剤の使用量の算出に不可欠であるため、水銀の入口濃度（O212%換算値）を御教示下さい。仮に入口濃度が高い場合、停止基準を超過することのないシステムを設計するためには、例えば活性コークスタが必要となる可能性があります。御教示頂くのが難しい場合は、「要求水準書（案）に係る質問の回答No89」で御回答頂きましたように、水銀濃度（O212%換算値）は各社提案とさせて頂くと解釈でよろしいでしょうか。	事業者の経験により設定し、ご提案下さい。
95	37	2	4	3		第2部第4章第3節3.3排水に関する基準	放流水の保証値に「COD：100mg/L以下」とありますが、一方H22年6/21付け要求水準書（案）に係る質問の回答No.91において、「SS：100mg/L」との回答を頂いております。「COD：100mg/L以下」が正との理解でよろしいでしょうか。	No62をご参照ください。
96	37	2	4	3		第2部第4章 第3節 3.3排水に関する基準	下水道排除基準以上の上乗せ基準として、塩分濃度4%以下、PH6～8、BOD100mg/L、COD100mg/L等の記載がありますが、本記述は水質汚濁防止法における特定施設、ダイオキシン類特定施設であるプラント系排水に対する上乗せ基準と考えます。生活系排水（便所、湯沸、浴室等の排水）システムを、プラント系排水（プラットフォーム排水や床洗浄排水、プラント諸室の洗面器等を含む）と完全に分離する場合、生活系排水は住宅等の一般施設における排水水質と差異は無いため、この上乗せ基準が適用されないものと考え、直接下水道放流としてもよろしいでしょうか。上乗せ基準が生活系排水にも適用される場合、下水道管轄地域であるにもかかわらず、合併処理浄化槽が必要となると考えるためご教示願います。	No37をご参照ください。
97	37	2	4	3		第2部 第4章 第3節3.4 騒音に関する基準	生活環境影響調査5.2-14に「工場周辺の暗騒音レベルが大きく、工場施設からの騒音が変動の小さい定常音であるため、90%レンジの下端値(LA95)を評価値とした」とありますが、騒音の評価法について生活環境影響調査と同様のLA95での評価としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	38	2	4	3		3.9 (2)	「騒音の大きな機器については、」と記載されていますが、具体的な基準をご提示下さい。（例 機側1mにおいて90dB(A)以上の機器を騒音の大きな機器とする等）	生活環境影響調査書P5.2-21の表5.2-16の機器を想定しておりますが、他にあれば想定して下さい。
99	39	2	5	1		第2部 第5章 第1節1.3 (6) 計画の条件	「環境省循環型社会形成推進交付金の高効率ごみ発電施設の交付要綱を満たすことを目指すこと」とありますが、タービン設計点において交付要件である発電効率20%を遵守すれば良いとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	40	2	5	2		第2部第5章 第2節 2.2動線計画 (1)屋外動線計画	「敷地内において計量棟まで、十分な待車スペースが取れるように計画する。」とありますが、敷地内とは添付資料1に示す事業用地内と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	40	2	5	2		2.2 (1)	新施設でのごみの搬入・搬出について、北側門、南側門の両方が使用できるように配慮した計画とありますが、直接搬入車、パッカー車（昼間、夜間）、職員通勤車両、一般車両など各門で車両の通行制約や利用想定があればご教示ください。	現時点での利用想定はありません。
102	43	2	5	2		2.4 (5)	あらかじめ定められた彩色を施すとありますが、一般的な彩色と考え、弊社標準色の塗装でよろしいでしょうか。御組合で定められた塗装仕様のご指定がありますか。	ご提案下さい。
103	43	2	5	2		2.4 (8)	「換気設備、又は、可搬式通風装置を設置できるマンホール（900以上）を設ける」とありますが、換気用マンホールは径を小さくして2箇所設置してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
104	44	2	5	2		第2部第5章第2節 2.4(14)雷対策	必要とされる雷対策について、具体的なお考えがあればご指示願います。また、参考までに現南部工場の対策をご教示願います。	外部雷保護は、新JIS・保護レベル 以上で計画して下さい。また、内部雷保護についても直撃雷や誘導雷による建物や機器に損傷を与えない設備をご提案下さい。なお、現南部工場の外部雷保護は、旧JISによる対策、内部雷保護は避雷器等による対策を行っております。
105	44	2	5	2		第2部第5章第2節 2.4(14)雷対策	現南部工場解体後の敷地範囲についての雷対策については、範囲外と理解します。	お見込みのとおりです。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
106	44	2	5	2		第2部第5章 第2節 2.4各設備に共通の事項 (14)雷対策	雷対策について、貴組合にて考えられている仕様等が具体的にありましたらご教示願います。	No104をご参照ください。
107	47	2	6	2		第2部第6章第2節2.1(ア) 計量機	「計量方法は、搬入・退出時の2度計量を基本とする。」とあり、添付資料8,9からも、全ての搬出入車両(灰搬出車両,薬品等搬入車両も含む)について2度計量を実施するとの指定と理解致しますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
108	48	2	6	2		第2部第6章 第2節2.1(エ) 3) エアカーテン	「エアカーテン(必要な場合)」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答No111」で御回答頂きましたように、運営事業者が臭気規制値を守れないと判断した場合に必要なとの解釈でよろしいでしょうか。	設計段階で十分に検討して下さい。
109	50	2	6	2		第2部第6章 第2節 2.1受入供給設備 (ク)補助投入口	投入部は「幅1m以上、奥行き1m以上」とのご指示ですが、小動物死体(犬・猫等)はダンボールに入れて投入するものと考え、1m角程度の投入物が問題なく通過できる設備として計画することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	50	2	6	2		第2部第6章 第2節2.1(カ) 3) ダンピングボックス駆動方式	「要求水準書(案)に係る質問の回答No118」で駆動方式は油圧駆動と御回答頂きましたが、油圧駆動とすると、油漏れや機器点数の増加により停止リスクが大きくなります。停止リスクがより少なくなる電気駆動としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
111	52	2	6	2		第2部第6章 第2節2.1(コ) 3) ごみクレーン	「稼働率:手動運転時33%以下、自動運転時66%以下」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答No123」で御回答頂きましたように、この数値は1基運転で3炉に投入する際の数値との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	52	2	6	2		第2部第6章 第2節2.1(コ) 3) ごみクレーン	「稼働率:手動運転時33%以下、自動運転時66%以下」とありますが、この数値はクレーン1基運転で焼却炉3炉に投入する際の投入時のみの数値(攪拌、敷きならしは含まない)との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	53	2	6	2		第2部第6章 第2節2.1(サ) 5) 粗大ごみ破砕機	「粗大ごみの受入方式については・・・利便性を損なわないような方式とすること。・・・夜間搬入時にも粗大ごみの搬入を行うことを考慮し方式を決定すること」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答No126」で御回答頂きましたように、「ごみ搬入量の約2%を粗大ごみ破砕機により破砕処理」を元に計画してよろしいでしょうか。	量については、No89をご参照ください。要求水準を満たす様に計画して下さい。
114	54	2	6	2		第2部第6章 第2節 2.1受入供給設備 (シ)脱臭装置	「排気口で、臭気指数12以下とすること。」とありますが、「敷地境界で、臭気指数12以下とすること。」の誤りではありませんか。悪臭に関する保証値としまして、要求水準書37ページ、「第2部第4章第3節3.6悪臭に関する基準」に記載されている、福岡県告示による「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」によりますと、敷地境界における規制値が臭気指数12となっており、また、排気口で臭気指数12以下とした場合、達成するには装置性能上困難となります。	要求水準書のとおりとします。
115	55	2	6	2		第2部第6章 第2節2.2(ア) 3) ブリッジ除去装置	「駆動方式:油圧駆動式」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答No130」で御回答頂きましたように、駆動装置を燃焼装置駆動用の油圧装置と兼用とする提案は可能でしょうか。	ご提案下さい。
116	56	2	6	2		第2部第6章 第2節2.2(ウ) 5) 燃焼装置	「立上げ、立下げを含めて全自動による運転が可能とする」とありますが、立上げ・立下げ工程中の要所にブレークポイントを設定し、運転員による確認手順を取り入れることでより安全な手順とすることは問題無いと考えますがよろしいでしょうか。	全自動による運転が大前提です。その上でご提案下さい。
117	58	2	6	2		第2部第6章第2節 2.2(カ)(2)4)特記事項	「焼却炉立上時にバーナのみで昇温できるものとする。」とありますが、H22年6/21付け要求水準書(案)に係る質問の回答No.139において、バーナのみで立上時からバグフィルタに通ガスできるものとの回答がありますので、これを満たす仕様と理解しますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	58	2	6	2		第2部第6章第2節 2.2(カ)(1) 燃料貯留タンク	地下タンクでご指定されていますが、地形・地質状況などを総合的に勘案し、屋外タンク貯蔵所により計画しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
119	58	2	6	2		第2部第6章 第2節2.2(カ) (3)4) 助燃バーナ 特記事項	「焼却炉立上時にバーナのみで昇温できるものとする。」とありますが、立上時にバーナのみでバグフィルタに通ガスできる温度まで昇温するとの解釈でよろしいでしょうか。 要求水準書P34に燃焼室出口温度として記載されている900℃までバーナのみで昇温させた場合、火格子、ホッパゲートの焼損等の問題が生じる可能性があります。	No117をご参照ください。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
120	59	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.3(ア) (1)4 ボイラ	「原則として、弁はフランジ型を使用する」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答N0140」で御回答頂きましたように、アスベストの代替品のガスケットは耐久性が劣るため、高圧ラインについては、より信頼性の高い溶接型とする提案は可能でしょうか。 溶接型の弁を使用した際でも、ボンネットを外して内部の弁体のメンテナンスは可能です。	ご提案下さい。
121	61	2	6	2		第2部第6章第2節 2.3(ウ) ボイラー給水ポンプ	継手のカップリング方式についてのご指定がありますが、25年間の施設運営における保守性や維持管理費等を総合的に勘案し、より適切な代替方式を提案しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
122	62	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.3(カ) ボイラ用薬液注入装置	清缶剤・脱酸剤・復水処理剤の各注入装置を設置するとのご指示ですが、「要求水準書(案)に係る質問の回答N0148」で御回答頂きましたように、1液タイプ(清缶剤、脱酸剤、復水処理剤が一体となったタイプ)を採用することにより、当該薬液注入に必要な装置のみを設置する提案とすることは可能でしょうか。 1液タイプを採用することで以下のメリットがあります。 機器点数が減り維持管理性に優れること 人体に有害なヒドラジンを含まず安全であること 薬剤濃度を上げて保缶し、保缶後に全量ブローを行うことなく立上が可能となるため節水につながる	ご提案下さい。
123	63	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.3(カ) (4) ボイラ水保缶剤注入装置	保缶剤としてヒドラジンを添加する際は、立上後にヒドラジンがアンモニアに分解されpHが上昇するため、立上時に缶水の全量ブローが必要となります。 ヒドラジンを含まない1液タイプのボイラ用薬液を使用する場合は、薬剤濃度を上げて保缶し、保缶後に全量ブローを行うことなく立上が可能となるため、保缶剤を使用しない計画としてよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
124	63	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.3(キ) (1)1) 連続ブロー装置形式	「自動連続式」とありますが、現場にて流量を確認・調節し、中央制御室より連続ブローの自動運転を行う計画とするとの解釈でよろしいでしょうか。	流量の調整等も含めて中央制御室にて行える計画として下さい。
125	63	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.3(キ) (1)4) 流量指示積算計	「流量指示積算計」とありますが、現場に積算流量を表示する計器を設置するとの解釈でよろしいでしょうか。	中央制御室でも監視出来る様、計画して下さい。
126	65	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.3(コ) 3) 純水装置	「全ボイラ時間最大蒸発量の10%以上とすること」とありますが、この場合純水装置の能力は補給水量に対して20倍程度の能力となり過大な装置となります。純水装置の運転頻度が少なすぎるため配管や機器に腐食等のトラブルを生じているプラントもあるため、例えば、全ボイラ時間最大蒸発量が100t/hの場合に純水装置が4時間の再生時間を必要とすることを考慮せず下記のような算出方法で能力を決定してよろしいでしょうか。 ・100t/h×0.1=10t/h	要求水準書のとおりとします。
127	66	2	6	2		第2部第6章第2節 2.3(1)(1)4)主要機器	純水再生廃液移送ポンプ及び純水再生廃液槽の機器名称を変更されておりますが、これは何かを意図された変更でしょうか(例えば、機器名称を要求水準書に原則合わせ、機器名称を変更すること等)。機器名称は事業者により変更してもよろしいでしょうか。	特に意図しているものではありませんので、名称は要求水準書のとおりとして下さい。
128	68	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.4(イ) (1)4) ろ過集じん器 加温装置	ろ過集じん器の加温装置のダクトは休炉時の加温空気の循環にのみ使用するため風道との解釈でよろしいでしょうか。	風道、煙道の解釈でなく、腐食対策に十分に配慮した計画でご提案下さい。
129	69	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.4(ウ) 排ガス洗浄設備	排ガス洗浄設備の出口排ガス温度を設定するための設計条件としては、「要求水準書(案)に係る質問の回答N0162」で御回答頂きましたように、貴組合が平成21年12月18日発行の「(仮称)新南部工場基本計画」P12に記載の「外気条件、気温10℃かつ相対湿度50%において、白煙が発生しないようにする」を使用するとの解釈でよろしいでしょうか。	No92をご参照下さい。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
130	70	2	6	2		第2部第6章 第2節 2.4排ガス処理設備 (ウ)排ガス洗浄設備	排ガス洗浄設備の出口排ガス温度を設定するための設計条件としては、平成22年に貴組合より発行された「要求水準書(案)」に関わる質問の回答」No.162に示されるとおり、「外気条件、気温10 かつ相対湿度50%において、白煙が発生しないようにする」としてよろしいでしょうか。	No92をご参照下さい。
131	70	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.4(工) (1) 排ガス再加熱器	排ガス再加熱器本体伝熱管の材質はご指示の通りSUS316L以上と致しますが、排ガス洗浄設備通過後の排ガスは酸性ガスをほとんど含んでいないことを考慮し、ケーシングの材質は提案によるものとの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、SUS316L以上とします。
132	70	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.4(工) (2) 触媒反応塔	排ガス洗浄設備通過後の排ガスは酸性ガスをほとんど含んでいないことを考慮し、ケーシングの材質は提案によるものとの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
133	70	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.4(工) (2) 触媒反応塔	触媒反応塔の加温装置のダクトは立上時の加温空気の循環にのみ使用するため風道との解釈でよろしいでしょうか。	No128をご参照下さい。
134	72	2	6	2		第2部第6章 第2節 2.5通風設備 (イ)二次送風機	吸気箇所は「灰ピット」とのご指示ですが、灰ピットの排気をごみピットに送気し、ごみピットから吸気する方式に変更してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
135	73	2	6	2		2.5(オ)3)	耐硫酸露点腐食鋼の使用範囲にご指定はありますか。	要求水準書のとおりとします。
136	73	2	6	2		2.5(オ)3)	煙道内面は腐食等を考慮し、必要に応じ塗装するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
137	74	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.5(キ) 誘引送風機	排ガス洗浄設備通過後の排ガスは酸性ガスをほとんど含んでいないことを考慮し、ケーシング及びインペラの材質は提案によるものとの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
138	75	2	6	2		第2部第6章第2節 2.5(ク) 煙突	筒身材質に「耐硫酸露点腐蝕鋼」を明示していますが、「ステンレス鋼」や「内面ライニング材」の採用は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
139	75	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.5(キ) 5) 誘引送風機	「軸受部の振動は連続120日運転時、振幅40μm以下とすること」とありますが、この数値は通常運転時に遵守する数値であるとの解釈でよろしいでしょうか。仮に振幅測定時に40μmを超えた際は運営事業者がバランス調整等を行うとの解釈でよろしいでしょうか。バランス調整以外に運営事業者の責任及び費用により対応が必要な場合はどのようなものを想定されているか御教示下さい。	お見込みのとおりです。なお、バランス調整以外のすべても運営事業者の責任及び費用により対応すべきと考えています。
140	75	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.5(ク) 4) 煙突	「筒身の頂部付近と煙突入口に温度測定孔を各1箇所設け、温度は中央制御室に表示する。」とありますが、温度測定孔を各1箇所に設けて、そのうちの片方に温度計を取り付け温度を中央制御室に表示するとの解釈でよろしいでしょうか。	2か所とも温度計を取り付け、温度を中央制御室に表示すると考えています。
141	75	2	6	2		第2部第6章 第2節2.5(ク)4) 煙突	「本体の昇降は最上階まで・・・」とありますが、最上階とは屋上直下の踊り場と考えてよろしいでしょうか。	最上階とは煙突屋上を意味しています。屋上まで手摺り付階段歩廊として下さい。
142	77	2	6	2		第2部第6章 第2節 2.6灰出し設備 (イ)灰押出装置	平成22年に貴組合より発行された「要求水準書(案)」に質問の回答」No.173において、「油圧装置の炉駆動用との兼用は不可」とのご指示ですが、灰押出装置用駆動装置を燃焼装置駆動用の油圧装置と兼用することで、油圧装置の一体運用、及びメンテナンス負荷を軽減することができます。そのような観点からも、兼用とさせていただきます。よろしいでしょうか。	兼用は不可とします。
143	77	2	6	2		第2部第6章 第2節 2.6灰出し設備 (イ)灰押出装置	灰押出装置用駆動装置を燃焼装置駆動用の油圧装置と兼用が不可の場合、油圧タンクのみを燃焼装置駆動用と灰押出装置用を兼用し、ポンプのみ燃焼装置と灰押出装置とに分ける構成とさせていただきます。よろしいでしょうか。	不可とします。
144	77	2	6	2		第2部第6章 第2節 2.6灰出し設備 (イ)灰押出装置	油圧タンクのみを燃焼装置駆動用と灰押出装置用を兼用し、ポンプのみ燃焼装置と灰押出装置とに分ける構成が不可の場合、灰押出装置専用油圧ユニット1基(ポンプ予備を設置)にて3基の灰押出装置を駆動する計画としてよろしいでしょうか。	不可とします。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
145	77	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.6(ア) 落じんコンベヤ	「本装置は・・・落じん灰を灰押出装置に移送するための・・・」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答N0171」で御回答頂きましたように、落じんコンベヤを湿式とした場合、落じんコンベヤから直接灰ピットあるいはコンベヤに投入する提案は可能でしょうか。 なお、落じん量は高性能ストーカの採用により、主灰量の2~3%程度となっています。	ご提案下さい。
146	77	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.6(イ) 3) 灰押出装置	「要求水準書(案)に係る質問の回答N0173」で駆動装置を燃焼装置駆動用の油圧装置と兼用することは不可との御回答頂きましたが、以下の理由から兼用とさせていただけないでしょうか。 弊社では兼用とした多くの実績を有していること 相互に影響が出ることがないように余裕を持った容量を選定していること 燃焼装置あるいは灰押出装置の単独運転の必要性はないため、それぞれを別の駆動装置としても炉停止のリスクは減らず、むしろ機器点数が増加する分炉停止のリスクが大きくなること	No142をご参照下さい。
147	80	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.6(ク) 3) 灰クレーン	「稼働率：自動運転時66%以下」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答N0179」で御回答頂きましたように、この数値は1基運転の際の数値との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
148	83	2	6	2		第2部第6章 第2節 2.7給水設備 (ア)主要水槽	プラント用水高置水槽の容量は「冷却水循環量の30分間以上」とのご指示ですが、設備容量が過大(約150m ³)となることから、ポンプ停止時にも安全に運転を継続できることを前提に、10分間分の容量にて提示させていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
149	83	2	6	2		2.7(ア)	「注)点検可能な構造とすること」と記載されていますが、具体的にご指定はありますか。	ご提案下さい。
150	84	2	6	2		第2部第6章 第2節2.7(イ) 3) 機器冷却水冷却塔	「自動温度制御方式とする」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答N0188」で御回答頂きましたように、運転台数を変更することにより、一定の温度範囲に保つように温度コントロールを行う提案は可能でしょうか。	ご提案下さい。
151	85	2	6	2		第2部第6章第2節2.8(ア) 一般事項(2)	「洗煙系排水処理については脱水機を設け、脱水汚泥は灰ピットへ投入すること。」とありますが、脱水汚泥の排出先を飛灰ピットにしてもよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
152	85	2	6	2		第2部第6章 第2節2.8 排水処理設備	「要求水準書(案)に係る質問の回答N0189」で御回答頂きましたように、プラント系汚泥をごみピットに投入する提案は可能でしょうか。	ご提案下さい。
153	85	2	6	2		第2部第6章 第2節2.8(ア) 2) 排水処理設備	「洗煙系排水処理については～、脱水汚泥は灰ピットへ投入すること」とありますが、脱水汚泥を飛灰ピットに投入する計画としてよろしいでしょうか。	No151をご参照下さい。
154	85	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.8(ア) 9) 排水処理設備	「薬品は原則として液体とし」とありますが、使用量の少ない高分子助剤を紛体で受入れ、希釈槽で自動溶解させる計画としてよろしいでしょうか。薬品の受入れ頻度は1週間に1回程度です。	ご提案下さい。
155	86	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.8(エ) 2) 排水処理設備	「薬品の注入量は流量積算計を設け、記録すること。」とありますが、高分子助剤・液体キレート・硫酸バンド等使用量の少ない薬品の流量を流量計で計測することは流速が遅く困難な場合があります。 使用量の少ない薬品の注入量は、貯槽のレベル計・薬品受入量より計算し記録する計画としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
156	89	2	6	2		第2部 第6章 第2節2.9(ウ) 5) 低圧蒸気復水器	「本装置の送風機は、・・・原則として防音ルーバ形とする。」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答N0194」で御回答頂きましたように、空気取り入れ口を上向きにする等工夫を行うことで騒音を低減できる場合は、空気取り入れ口を防音ルーバ形としない提案は可能でしょうか。	騒音対策、リサーキュレーション対策等に配慮しご提案ください。
157	90	2	6	2		第2部第6章 第2節 2.9発電設備 (キ)非常用発電機	非常用発電機については、主要機器に自動同期投入装置、同期検定器が含まれていることから高圧連系と考えます。また、運用コスト削減の観点からピークカット使用を計画しております。非常用発電機は建築保安動力用を兼ねたもので考えております。消防との関係で別途に建築保安動力用の発電機の設置が必要か否かをご教示願います。	組合は、非常用発電機を水準としておりますが、常用発電機(非常用兼用)を設置される場合は、ご提案下さい。 所轄消防署へ確認したところ、建築保安動力用の発電機の別途設置は、不要です。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
158	93	2	6	2		第2部第6章第2節2.10電気設備	「低圧配電盤は原則としてロードセンター方式とし」とありますが、ロードセンターという規格はなく、盤構造としてはJEM1265 CW型と考えてよろしいでしょうか。異なる場合具体的な盤構造についてご指示願います。	主幹盤の型式はJEM1265 FW形とし、それ以外は、JEM1265を準拠して下さい。 なお、コントロールセンターはJEM1195を準拠して下さい。
159	93	2	6	2		第2部第6章第2節2.10電気設備	「配電盤室下部には十分な広さの配線処理室を設ける。」との記載ですが、129ページに示されている内部仕上げ表「19.電気室」の項目では電気諸室はケーブルピット仕様となっております。貴組合のお考えを具体的に教示願います。	配電盤室は、ケーブルが集中するため下部に十分な広さの配線処理室を設けるよう考えています。要求水準書P129内部仕上げ表の内容は、標準的な仕上げ仕様を明記しています。
160	93	2	6	2		第2部第6章第2節2.10電気設備(イ)特別高圧受変電設備	特高受変電設備の形式が「縮小形ガス絶縁開閉装置」から「ガス絶縁開閉装置」と記載変更されておりますが、縮小形ガス絶縁開閉装置の採用は可と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。 平成22年11月17日公表の要求水準書(案)に係る質問への回答の変更 198をご参照下さい。
161	93	2	6	2		2.10	「配電盤室下部には十分な広さの配線処理室を設ける。」と記載されていますが、配線処理室の必要高さを具体的にご教示下さい。	メンテナンスが十分に行えることを目標にしており、ケーブルの段重ねが極力少なくできるような高さ、広さとして下さい。
162	93	2	6	2		第2部第6章第2節2.10電気設備	「配電室の下部には十分な広さの配線処理室を設ける。」とありますが、配電室をフリーアクセスフロアとした上で、配電室の下部の必要部位を配線処理室とする計画でよろしいでしょうか。	不可とします。
163	94	2	6	2		第2部第6章第2節2.10電気設備(ウ)高圧配電設備	変圧器盤の形式が「鋼板製垂直自立閉鎖型」となっていますが、主幹盤と列盤の盤とすることではなく、電氣的・機械的には同等の保護が可能な鋼板製収納ケース付きの変圧器としてもよろしいでしょうか。	配置スペースが確保できれば、可とします。
164	101	2	6	2		第2部第6章第2節2.10電気設備(カ)非常用電源設備(3)直流電源設備4)特記事項	「直流電源設備の容量は、非常用照明及び・・・により算出すること。」とありますが、非常用照明機器本体に蓄電池を内蔵する形式のものがございます。非常用照明設備を蓄電池内蔵のものとし、直流電源設備の容量には、非常用照明の負荷を含めないとしてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、長時間の停電による電池消耗があった場合に保安照明が確保できる設備として下さい。
165	101	2	6	2		第2部第6章第2節2.10電気設備(キ)盤の構造1)特記事項	鋼板製の盤の板厚が、前面枠および扉については3.2mm(ただし0.9m ² 以下は2.3mm)と記載されていますが、汎用及び標準品(機械設備とセットのもの)についてはメーカー標準としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
166	101	2	6	2		第2部第6章第2節2.10電気設備(キ)盤の構造1)特記事項	鋼板製の盤の塗装膜厚が外面60μ以上、内面40μ以上と記載されていますが、汎用及び標準品(機械設備とセットのもの)についてはメーカー標準としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
167	101	2	6	2		第2部第6章第2節2.10(3)直流電源設備	直流電源装置負荷として非常照明が記載されており、その一方で要求水準書P134に「保安灯は非常灯と兼用とし」との記載があります。電源別置式蛍光灯非常照明器具は非常ILランプ付となるため、非常照明器具としては法定必要台数のみの設置とし、保安灯は一般照明器具と同様の器具としてよろしいでしょうか。(系統電源：一般照明AC、保安照明AC-GC、非常照明ILランプDC(GC))	保安灯を非常用発電機の系統に接続してあればお見込みのとおりです。
168	102	2	6	2		第2部第6章第2節2.10電気設備(コ)電気配線工事1)特記事項	電気計装工事のケーブル、電線についてはCV、CVT、IV等の使用を考えておりますがよろしいでしょうか。	信頼性、安全性、省エネルギー、省力化、経済性やリサイクルの観点からご提案ください。
169	103	2	6	2		第2部第6章第2節2.11(1)(2)計装監視機能6)	「各種電動機電流値の監視」の対象となる機器は、協議によるものとさせて頂きたく。現南部工場の電流値監視対象機器の基準があればご教示願います。	「各種電動機電流値の監視」の対象となる機器は、協議によるものとします。 なお、現南部工場では、主要電動機等を監視しております。
170	106	2	6	2		第2部第6章第2節2.11計装設備(ウ)計装機器2)モニタ設置場所	「表2-6-2モニタ設置場所」において、ITV装置の中央制御室の大型モニタについて、80インチの記載がありますが、工業用製品の汎用品として70インチのモニタがあります。機種交換や故障時の対応等についても利点がありますのでサイズを70インチに変更する事は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
171	107	2	6	2		第2部第6章第2節2.11計装設備(オ)データ処理装置(1)データログ1)特記事項	データログの特記仕様に「常用CPUダウン時もスレーブが早期に立ち上がりデータ処理を引き継げるシステムとすること」との記載があります。データログ装置の本体を冗長化構成とし、1系統が停止時も処理継続が可能な構成としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
172	107	2	6	2		第2部第6章 第2節 2.11計装設備 (オ)データ処理装置 (2)(3)	日報、月報、年報のプリンターと警報記録用プリンタが別々に記載されていますが、機能的に問題なければ兼用する事は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
173	107	2	6	2		第2部第6章 第2節 2.11計装設備 (オ)データ処理装置 (4)	画面ハードコピー用カラープリンタの記載がありますが、機能上問題なければ、帳票用または警報用プリンタと兼用する事は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
174	108	2	6	2		2.11 (カ) (1)	計量システムは、添付資料7、8、9に順じたシステムとし、福岡市様の他工場の計量システムと統一する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。システムを統一する必要がある場合は、具体的な仕様やシステムメーカー等をご教示願います。	他施設と統一することは考えていません。
175	108	2	6	2		2.11 (カ) (1)	計量カード方式のご指定はありますか。	指定はありませんが、車両の運転席等から感知できるものをご提案下さい。
176	108	2	6	2		2.11 (カ) (1)	直接搬入車計量フローに搬入整理券を発行するよう記載ありますが、搬入整理券の発行はせず、専用のICカードを貸し出し、計量を行うものとしてもよろしいでしょうか。	施設における計量及び受付管理業務がスムーズに行える方法をご提案下さい。
177	108	2	6	2		2.11 (カ) (1)	車両マスタデータ、計量データなどは、本庁、または他工場と連携する必要がありますか。	現在のところは、他施設と連携することは考えていません。
178	108	2	6	2		2.11 (カ) (1)	福岡市様の自己搬入ごみ事前受付サービスと連携する必要がありますか。	No177をご参照下さい。
179	108	2	6	2		2.11 (カ) (1)	自動料金精算機の対応金種をご教示ください	対応金種(円)は、10、100、500、1,000、5,000、10,000を基本として下さい。
180	109	2	6	2		2.11 (キ) 3)	計装用空気槽は、プラント用空気槽と同様に共通としてもよろしいでしょうか。	空気槽類は他装置との兼用は不可とします。
181	111	2	6	2		2.13 (オ)	「主に灰運搬車両の荷台等を洗浄するため」と記載されていますので、ごみ収集車両等の洗浄はしないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	111	2	6	2		第2部第6章 第2節2.13(ア) 4) プラント用空気圧縮機	「全システムに対して1系統の予備を設けること。」とありますが、圧縮機の常用設置台数に対して共通予備1基を設けるとの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
183	111	2	6	2		第2部第6章 第2節2.13(イ) 1) 掃除装置	「形式：真空吸引式」とありますが、本事業がDBO方式であることを考慮し、省エネルギーでメンテナンスが容易な可搬式掃除機(産業用掃除機)を、運営事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
184	112	2	7	1		第2部第7章 第1節 1.1施設規模等	「建築面積は約12,000㎡、延べ面積は約30,000㎡を上限として計画する。」とありますが、この根拠は今回工事にて申請先となる建築主事等による判断と理解してよろしいでしょうか。	建築基準法第86条の7第1項の適用を受け、現南部工場の面積の1.2倍以内という件は、特定行政庁と協議済みです。
185	112	2	7	1		第2部第7章 第1節 1.2焼却処理棟 (ア)受入部門 (1)プラットフォーム	「大型車のプラットフォームへの進入及び退出に配慮すること」との記載がありますが、大型車の仕様諸元をご教示願います。	第1部第4章第2節2.11搬入出車輛に記載の大型車を想定しています。
186	112	2	7	1		1.1	参考に現南部工場の建屋高さ(FH+_m)をご教示願います。	工場棟、33.4mです。
187	116	2	7	1		第2部第7章 第1節1.2(キ) (1) 受変電室	「受変電室は・・・水害や粉じんによる影響のない位置に計画する。」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答N0237」で御回答頂きましたように、地下への設置は不可であるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
188	118	2	7	1		第2部第7章第1節 1.2(コ)(6)危険物倉庫	運営委託者側で燃料等の保管を行わない場合には、油脂庫と兼用してもよろしいでしょうか。組合殿にて指示する危険物として指定するもの及び組合殿にて保管する物資などある場合には数量等をご教示願います。	関係法令を遵守し、計画して下さい。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
189	118	2	7	1		第2部第7章第1節1.2(コ)(7) 廃材置場	「床排水を確保し」とありますが、本排水は油水分離槽を設置した上で雨水側溝へ放流することとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
190	119	2	7	1		第2部第7章第1節1.3(ア) 組合専用諸室	組合専用諸室の要求水準書記載以外の家具・備品・什器は今回工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
191	119	2	7	1		第2部第7章第1節1.3(ア)(4) 書庫	書庫のスチール製書棚の仕様、サイズ、数量は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
192	119	2	7	1		第2部第7章第1節1.3(ア) 組合専用諸室	組合専用諸室の更衣室の設計対象人員として男15名、女5名程度と示されていますが、組合職員の方の設計対象人員はこの値であると考えてよろしいでしょうか。給水量物質収支等の計算に必要なになりますので、ご提示下さい。	お見込みのとおりです。
193	119	2	7	1		1.2(シ)(7)	焼却処理棟のエレベータホールの便所は、各階でなく、効率の良い配置に設ける計画としてよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
194	122	2	7	1		第2部第7章第1節1.7(1) 一般事項	煙突の耐震安全性も本体施設と同様に建築構造設計基準及び同解説による耐震安全性の分類と判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
195	122	2	7	1		第2部第7章第1節1.7構造計画(4) 躯体構造1) 構造計画	では「クレーン、重量機器及び振動発生機器類を支える上部架構は、SRC造あるいはRC造とし～」とあり、では「上部構造形式は軽量化に留意し～」とあります。ごみピット上部ホッパーステージより上部でごみクレーンを支持する架構は、十分な疲労強度と剛性の確保を前提に、軽量化が可能なS造とすることでもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
196	122	2	7	1		第2部第7章第1節1.7構造計画(5) 一般構造1) 屋根	「防水はアスファルト防水を原則とし・・・」とありますが、RC下地部分は、アスファルト防水、ALC等下地部分は、改質アスファルトシート防水とし、改質アスファルトシート防水部分について、必要に応じ、軽量コンクリート等で保護を行うものとしてよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
197	122	2	7	1		第2部第7章第1節1.7(4)1) 構造計画	「クレーン、重量機器及び振動発生機器類を支える上部架構は、SRC造あるいはRC造とし、炉室架構はS造の大スパン架構とする。」とありますが、ごみクレーン棟の上部(クレーンガードより上から屋根部にかけて)についてはS造として計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
198	123	2	7	1		第2部第7章第1節1.7(5)2) 外壁	地下外壁の二重壁化の要否については、事業者判断と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
199	123	2	7	1		第2部第7章第1節1.7構造計画(5) 一般構造2) 外壁	「水槽類を除き二重壁等とし」とありますが、一重壁のままとした方が、クラック等の発見がしやすいと考えられ、維持管理上望ましいと考えます。一重壁とさせていただけないでしょうか。	No198をご参照下さい。
200	124	2	7	1		第2部第7章第1節1.7構造計画(5) 一般構造6) 建具・金物類	「アルミサッシは、原則としてカラーサッシとする」とありますが、「カラーサッシ」とは2次電着着色のことでしょうか。アルミ建具については、意匠上も性能上も公共建築で一般的に採用されている陽極酸化皮膜とさせていただけないでしょうか。	前段については、お見込みのとおり、後段は要求水準書のとおりとします。
201	124	2	7	1		第2部第7章第1節1.7(5)6) 建具・金物類	外部シャッターはステンレス鋼製を指定されていますが、実用上同等以上の性能・機能を有する他の材料・仕上の選択は可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
202	127	2	7	1		外部仕上げ表 焼却処理棟	焼却処理棟の屋根を折板屋根としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
203	127	2	7	1		外部仕上げ表 計量棟	計量棟の屋根及び外壁について、計量機上部等の計量事務室部分以外の仕様は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします、ただし、P127に記載のとおり同等以上の仕様での提案は可能です。
204	127	2	7	1		第2部第7章第1節 外部仕上げ表	ごみピットスラブに「PC版+コンクリートT80」の記載がありますが、軽量化を図る為、ブラットフォームや炉室・排ガス処理室と同様、ALC版 T125としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
205	127	2	7	1		第2部第7章第1節 外部仕上げ表	軒天の仕上げに関しては提案とさせていただけないでしょうか。	No203をご参照下さい。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
206	127	2	7	1		第2部 第7章 第1節1.11 外部仕上表	管理棟の外壁が、鉄筋コンクリート造+吹き付けタイルとなっていますが、構造・工期・経済性を考慮して、鉄骨造が有利な場合、屋根は鉄筋コンクリート造とし、外壁はALC版+吹き付けタイルと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
207	128	2	7	1		第2部 第7章 第1節1.11 内部仕上げ表	6. 機械室(地上階)などにおいて壁、屋根に対し「コンクリート打放し」の指定がありますが、S造にて計画している部屋についてはALC版表し、デッキ表しと読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
208	132	2	7	2		第2部第7章第2節2.2(3) 構内排水設備工事	余剰雨水は直接防災調整池に放流してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
209	132	2	7	2		第2部 第7章 第2節2.2 (2) 駐車場工事	運営事業者用の駐車場は、場内道路西側の既存の駐車場を利用する計画としてよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
210	133	2	7	2		第2部第7章第2節2.2(4) 屋外灯工事	屋外灯の設置範囲は要求水準書添付資料1に示された建設請負事業者の管理範囲内と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
211	133	2	7	2		第2部第7章第2節2.2(5) 植栽工事	植栽工事について、「現南部工場解体後の敷地全体を考慮した植栽計画とする。」とあり、この点についてH22年6/21付け要求水準書(案)に係る質問の回答No.254では、「全体の植栽計画を行ってください。但し、実施設計及び工事の範囲は新南部工場の範囲とします。」とのことですが、植栽の計画は敷地全体(添付資料1の赤線内)、植栽の工事は、新南部工場の範囲(添付資料1の青線内)との理解でよろしいでしょうか。また、この場合、第19号様式の緑化に関する提案は、敷地全体で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
212	133	2	7	2		第2部第7章 第2節 2.2外構工事 (3)構内排水設備工事	排水管が「VP」及び「HP」と記載されていますが、強度上問題なければ「VU」を採用してもよろしいでしょうか。(「VP」は300 までしかございません。)	ご提案下さい。
213	134	2	7	3		第2部 第7章 第3節3.1 空調設備	室内温湿度条件及び外気温湿度条件を御教示願います。	<外気条件> 夏季:34.5 ・0.0204kg/kg(相対湿度61%) 冬季:2.1 ・0.0022kg/kg(相対湿度49%) <室内条件> 夏季:28 ・50% 冬季:20 ・40%とします。 なお、電気室、電算機室については、内部に収用する機器の性能維持に必要な温度条件を設定して下さい。
214	135	2	7	3		第2部第7章第3節3.4(1) 給水設備	散水栓の設置範囲は要求水準書添付資料1に示された建設請負事業者の管理範囲(青線)内と考えてよろしいでしょうか。	将来的に現南部工場側まで、散水栓を延長することを考慮し、管径等計画して下さい。
215	135	2	7	3		第2部第7章第3節3.4(1) 給水設備	その他必要な給水用機材とは事業者の提案によるものと解釈しますが、特にご指定があるようでしたらご教示願います。	ご提案下さい。
216	135	2	7	3		第2部第7章第3節3.4(2) 給湯設備	その他必要な給湯機材とは事業者の提案によるものと解釈しますが、特にご指定があるようでしたらご教示願います。	No215をご参照下さい。
217	135	2	7	3		第2部 第7章 第3節3.4 (2) 給湯設備	「本設備は、～、ごみ処理施設、管理施設、附帯施設関係諸室に給湯するものである」とありますが、ここで示されている附帯施設関係諸室とは、計量棟を示すものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりとします。 ただし、これ以外の建築物を提案した場合は、用途により給湯が必要と考えます。
218	135	2	7	3		第2部 第7章 第3節3.4 (2) 給湯設備	「給湯量及び給湯時間は、設計仕様によること。」とありますが、これは民間事業者が設計する仕様でよいと考えてよいでしょうか。別途仕様書がある場合は、設計仕様を御提示下さい。	お見込みのとおりです。
219	136	2	7	3		第2部第7章第3節3.4(3) 排水設備	その他必要な排水機材とは事業者の提案によるものと解釈しますが、特にご指定があるようでしたらご教示願います。	No215をご参照下さい。
220	136	2	7	3		第2部第7章第3節3.4(4) 衛生設備	その他必要な衛生機材とは事業者の提案によるものと解釈しますが、特にご指定があるようでしたらご教示願います。	No215をご参照下さい。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
221	136	2	7	3		第2部第7章 第3節 3.4給排水衛生設備(4) 衛生設備	「大便器は洋式・和式を概ね半分ずつ」記載されていますが、昨今の生活様式を考えると圧倒的に洋式が多いと考えます。また衛生上も洋式の方が良いと考えます。従いまして、「各便所に最低1カ所の和式を設ける」とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
222	137	2	7	4		第2部第7章第4節4.5(4) 構内電話設備	構内電話は、有線、無線の指示はないものと考えます。	有線並びに無線の併用でお考え下さい。
223	137	2	7	4		第2部第6章 第4節4.4 (2) 照明制御	「自動調光制御」の対象室としては、中央制御室・クレーン操作室・見学者ホールと考えてよろしいでしょうか。	エネルギーの効率化の観点からご質問の以外の対象室があればご提案下さい。
224	137	2	7	4		第2部第6章 第4節4.4 (2) 電灯・コンセント設備	の照度基準値について、居室はFL+850mmのレベル・その他室フロアレベルでの基準値との解釈でよろしいでしょうか。また記載のない室の基準値としてはJIS基準の中央値と考えてよろしいでしょうか。	照度については、JIS Z 9110に準拠し、施設の環境や作業の内容等の条件を考慮して必要な照度を確保して下さい。
225	137	2	7	4		第2部第6章 第4節4.6 雷保護設備	「雷保護設備」について、外部雷対策設備（内部雷なし）と解釈し、新JIS準拠・レベルと考えるとよろしいでしょうか。	不可とします。 No104をご参照下さい。
226	138	2	7	4		第2部第7章 第4節 4.8消防設備 (4)	「必要箇所に副受信機を設置すること。」とありますが、必要箇所とは、管理棟の貴組合事務室と判断してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、他に必要な箇所があればご提案下さい。
227	138	2	7	4		第2部第6章 第4節4.8 (4) 消防設備	必要箇所に副受信機を設置と記載がありますが、管理棟事務室に設置すると考えるとよろしいでしょうか。	No226をご参照下さい。
228	138	2	7	4		第2部第7章 第3節4.8 消防設備	「(2)所轄消防署及び市と協議の上」とありますが入札前に協議を行うことは可能でしょうか。	入札前の協議については、不可と考えます。
229	140	3	1	1		第3部第1章第1節対象業務範囲(3)	焼却灰等の組合殿の指定する場所は、組合殿にて計画されております(仮称)福岡都市圏南部最終処分場としてよろしいでしょうか。また、組合殿の指示により排出先が遠方等に变更された場合についての追加費用及び運搬委託は認められるものと考えます。	No8、No13、No14をご参照ください。 搬出先の変更については、委託契約書によります。
230	140	3	1	1		第3部第3章 第1節 (5)	「運転、修理、更新に伴い発生する廃棄物の適正処理に係る業務」で、対象物が組合殿の最終処分場の受入基準及び受入数量が埋立計画に適合していれば、協議のうえ有償で処分していただく可能性はあるのでしょうか。たとえば耐火物の補修で発生する耐火物の解体がらなどがあります。	不可とします。
231	141	3	1	3		第3部第1章 第3節3.2 各種要件の遵守	「『生活環境影響調査』に記載の各種要件を遵守する」とありますが、生活環境影響調査書第2章 2.2.4(3)排ガス処理計画の表2.2-7 計画施設と現南部工場の排出ガス条件の比較(2-8頁)には、排出ガス温度が155 と記載されています。排ガスを遵守した上で、温度については参考値であるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
232	144	3	3	1		第3部第3章 第1節1.1 (2) 受付管理	「運営事業者は・・・確認すること」とありますが、確認作業は計量機上部のITVによる荷台の監視と、聞き取り確認として計画してよろしいでしょうか。	善管業務を果たせる内容としてご提案下さい。
233	145	3	3	1		受入時間	受入車両台数の夜間と昼間との割合はいかほどでありましょか、ご教示ください。	要求水準書P36の表2-4-6をご覧ください。
234	145	3	3	1		第3部第3章 第1節1.3 (1) 料金徴収代行	後納制対象者に係る料金徴収業務及び債権回収不能リスクについては、貴組合負担との解釈でよろしいでしょうか。	後納制対象者に係る料金徴収業務と後納制対象者に係る債権回収不能リスクについては、組合負担とします。
235	145	3	3	1		第3部第3章 第1節1.4 表3-3-1 受入時間	日中の受入時間のうち、12時～13時も受入を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
236	145	3	3	1		第3部第3章 第1節1.4 受入時間	「夜間を除いては計量棟にて受付を行うこと」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答NO273」で御回答頂きましたように、夜間の受付方法については収集車両のみであるため自動計量となるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
237	145	3	3	1		第3部 第3章 第1節1.4 受入時間	「上記表に示す受入時間外においても・・・受付業務を行うこと。」とありますが、「要求水準書（案）に係る質問の回答NO275」で御回答頂きましたように、定期的に受入時間が変更される場合、これに伴う追加費用の負担については貴組合と協議をさせて頂くとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
238	145	3	3	2		第2節	現南部工場運転職員について、新施設での引き続き採用の可能性を検討するため、現在の運転職員数および委託金額について開示願います。	要求水準書に関係のない項目と考えますので、回答出来ません。
239	146	3	3	2		第3部第3章 第2節 2.6搬入管理	各自治体における、搬出者（主な搬出事業者など）並びに廃棄物収集業者へのごみに関する教育、啓蒙活動などの現状をご開示願います。	No11をご参照下さい。
240	147	3	3	2		第3部第3章 第2節 2.10 資源物の有効利用	「運営事業者は、・・・利活用できなかった場合は、・・・組合が指定する最終処分場まで運搬すること。」とありますが、利活用不適物の処分費は貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
241	147	3	3	2		2.10 資源物の有効利用	最終処分場に運搬した場合の運搬費用と処分費用の負担は組合殿となるのでしょうか。それとも運営事業者となるのでしょうか。	No10をご参照下さい。
242	147	3	3	2		2.11	実施方針に係る質問の回答NO.27にて、最終処分場の具体的な場所等は組合HPにて確認のこととの回答をいただいておりますが、念のため確認です。 大野城市大字中でよろしいでしょうか？	No13をご参照下さい。
243	147	3	3	2		第3部 第3章 第2節2.11 (1) 最終処分場への搬出	「運営事業者は・・・組合の最終処分場へ運搬すること。」とありますが、 運営事業者から、収集運搬許可を有する許可業者へ運搬業務を委託することは可能でしょうか。	不可とします。
244	147	3	3	2		第3部 第3章 第2節2.11 (1) 最終処分場への搬出	「運営事業者は・・・組合の最終処分場へ運搬すること。」とありますが、運営事業者が自ら運搬業務を実施する場合、運営事業者は貴組合から運搬業務を含む本事業全体を受託することから、収集運搬許可は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
245	147	3	3	2		第3部 第3章 第2節2.11 (3) 最終処分場への搬出	「組合の最終処分場での受入時間・・・月曜日から金曜日の・・・までとする。」とありますが、祝日も受入可能との解釈でよろしいでしょうか。	現在、未定です。
246	148	3	3	3		3.4	環境省「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に準じた・・・とありますが、「循環型社会形成推進交付金」を申請することを目的とした大規模修繕計画とすると考えるのでしょうか。また、その交付金申請や交付金の所掌はどのように考えますか。	お見込みのとおりです。 また、申請及び交付金は組合の所掌です。申請書作成等での協力をお願いします。
247	149	3	3	3		第3部 第3章 第3節3.5 (1)5) 最終処分場への搬出	「～（屋上防水、外壁改修等の大規模修繕を1回行う）」とありますが、具体的にどのような改修工事を想定されておられるか御教示下さい。	質問の項目が違います。 大規模修繕は、屋上防水、外壁仕上げ等の全面改修を想定しています。
248	151	3	4			第3部第3章 4.1施設運営中の計測管理 表3 4-1	表3 4-1「本施設の運転に係る計測管理項目」において、煙突における排ガス中カドミウム、鉛、フッ素が計測項目として明記されていますが、性能保証事項には含まれておりませんので、参考値として計測するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
249	152	3	4			第3部 第4章 4.2 (1) 要監視基準と停止基準	「長期の停止により処理ができない場合は」とありますが、焼却炉を停止させ、停止原因を調査し、再立上にかかる時間は最短で1週間程度です。 貴組合による御承諾が得られるまでの期間は可能な限り短期間（原因が自明である場合1～2日程度）として頂くと考えてよろしいでしょうか。	状況により判断することと考えています。
250	152	3	4			第3部 第4章 4.2 (3) 表3 4-2 一酸化炭素	一酸化炭素の要監視基準が「瞬時値のピークが左記の基準値を逸脱した場合」と定められておりますが、本施設で処理するものは性状が一定でない「廃棄物」であることから、運営事業者の善管注意義務をもってしても当該基準を満足することは、現実的には困難を極めるものと考えます。 したがって、「要求水準書（案）に係る質問の回答NO290」で御回答頂きましたように、貴組合と運営事業者とで100ppmを超えるピーク回数の基準について協議をさせて頂くことでよろしいでしょうか。	ピーク回数について、協議を行うものとします。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
251	153	3	4			第3部第4章 4.2(4)その他の基準未達	“運営事業者は、表3-4-2に示す・・・”とありますが、表3-4-1が正であると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書を修正します。
252	153	3	4			4.2 (4)	基準未達となった場合、計測に要する一切の費用は運営事業者が負担することになっていますが、運営委託契約書(案)第45条に記載のとおり、乙(運営事業者)の責めに帰すべき事由を原因とする場合に限り理解してよろしいでしょうか。	運営委託契約書(案)第45条に該当する場合は、運営事業者の負担、その他は協議とします。
253	153	3	4			第3部第4章 4.2 (3) 表3-4-2 水銀	「1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに焼却施設の運転を停止する」とありますが、基準値を逸脱した炉のみの運転を停止するとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
254	153	3	4			第3部第4章 4.3 施設停止後の対応	「なお、・・・組合は・・・運営事業者の負担で求めることができるものとする。」とありますが、「要求水準書(案)に係る質問の回答NO291」で御回答頂きましたように、原因の究明の結果、運営事業者の責めに帰さない事由である場合において、貴組合が有識者等にアドバイスを求めたことにより生じる費用の負担については、貴組合と協議させて頂くとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
255	155	3	6			第3部第6章6.3見学者対応	「本施設の見学希望者等に対して組合と連携して適切な対応を行うこと。」とありますが、見学問い合わせや受付業務は、組合殿所掌と考えてよろしいでしょうか。 運営委託側対応の場合、問い合わせの代表電話が運営委託側の事務所電話番号となり、運営委託会社名対応にて問い合わせの混乱が生じるものと考えます。	No21をご参照下さい。
256	155	3	6			第3部第6章 6.3 見学者対応	表3-6-1見学者実績のうち行政視察以外の団体数・見学者数をご提示願います。	表3-6-1の数値に誤りがありましたので要求水準書を修正します。なお、過去3年の実績では行政視察は2件のみであり、ほとんどが小学生の見学です。
257	155	3	6			第3部第6章 6.3 見学者対応	「運営事業者は、本施設の見学希望者等に対して組合と連携して適切な対応を行う」とありますが、見学申込の受付や日程調整等の涉外窓口は貴組合所掌との解釈でよろしいでしょうか。	No21をご参照下さい。
258	156	3	6			第3部第6章 6.3 見学者対応	小学生の見学が予定されているのであれば、頻度と1回当たりの見学者数をご提示願います。	過去の実績では、年間に25回程度、1回当たりの見学者数は100名程度です。
259	156	3	7			第3部第7章7.6現福岡市刈ヶ丘・南部工場に関する事項	現工場との境界に設置する柵等の仕様については、事業者一任という理解でよろしいでしょうか。その場合、柵等の設置期間すなわち現工場の解体工事着手時期のお見直しをお聞かせ下さい。 また、当該柵の撤去費用は、現工場の解体工事に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	柵等の仕様については、外観に考慮したものとして下さい。 なお、現工場の解体については、現時点では未定です。また、当該柵の撤去費用は運営事業者に含まれます。
260	157	3	8			第3部第8章 8.2周辺環境モニタリング	“・・・運営事業者は、組合が行う周辺環境モニタリングに協力するものとする。”とありますが、想定される具体的な協力例についてご例示下さい。	現時点で想定される具体的な協力例はございません。
261	-	3				添付資料5	井水について「竣工後、組合が使用可能と判断した場合、・・・組合と協議に応じること。・・・工事費用等については民間事業者が負担・・・運営委託費の変更は行わない。」とありますが、この記載条件の場合、井水を使用するか否かの判断は、民間事業者にあるものと解釈してもよろしいでしょうか？仮に井水使用が必須である場合には、工事費負担、運営委託費変更について協議頂けるものとしてご検討頂きたく。	お見込みのとおりです。
262	-	3				添付資料5	井水処理設備の選定のため、水質(硬度Ca、Mg)、シリカ濃度、塩化物イオン濃度等を含む)のご提示をお願いします。 また、現状の井水採取設備の仕様及び機器管理状態及び使用開始見込みの予定年のご提示をお願いします。	添付資料にも記載しているとおり、井水の利用に関しては施設の老朽化や揚水量など現時点で明確にできない部分がありますので、今回の提案の中には井水の利用は含めないこととしております。よってこれらのデータを現時点で開示する必要は無いと判断します。
263	-	3				添付資料1	車両動線の分離を目的とし、都市計画道路松ヶ丘月の浦線に、既存構内道路接続部(南側門扉更新部)とは別に出入口を新設することは可能でしょうか。	提案としますが、道路管理者等との協議が必要となります。

要求水準書に対する質問の回答

NO	頁	部	章	節	項目番号	項目	質問等	回答
264	-	3				添付資料5	井水施設の利用は当初設計には含まませんので、工事費用等についても事業費から除外いただくようお願いいたします。	お見込みのとおりとします。
265	-	3				添付資料4	下水本管の管径、埋設深さを御教示下さい。	都市計画道路松ヶ丘月の浦線敷地側歩道に埋設されており、管径はVU 200、土被りは約1.6m～1.8mです。
266	-	3				添付資料5	「井水については・・・当初設計には含めない」とありますが、将来の井水使用による上水道使用料金の削減分を入札価格には含めないとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
267	-	3				添付資料5	「井水については・・・当初設計には含めない」とありますが、井水の使用は節水及び運営費低減の面で非常に大きなメリットがあります。 貴組合において利用を検討される上でどのような支障や問題があるのか、御教示下さい。	No262をご参照下さい。
268	-	3				添付資料5	「井水については・・・工事費用等については民間事業者が負担するものとする。」とありますが、井戸設置工事や井水ポンプの要否を御教示下さい。また、各応募者間の積算条件の公平性を確保するため、採水可能量、水質（硬度（Ca、Mg）、シリカ濃度、塩化物イオン濃度等含む）、井水の取合点を御提示下さい。	No262をご参照下さい。
269	-	3				添付資料11	「建設請負事業者造成可能エリア」を御教示頂いていますが、斜面が含まれるため本範囲を敷地として利用する場合、本範囲を若干超えて法面あるいは揚壁を設ける必要が生じますが、よろしいでしょうか。	不可とします。
270	152 153	3				第3部第3章 4.2性能未達の場合の対応 表3-4-2	表3-4-2「要監視基準及び停止基準」に明記されている排ガスに関わる濃度については、全て乾きガス基準と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
271	18 ～ 19	3				第2部第2章第2節2.16完成図書	CADデータ、電子データの提出については、PDFによる提出とさせていただきます。	要求水準書のとおりとします。
272	27 37	3				表2-3-1 No.5放流水 3.3	基準項目の「BDO」はBODと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
273		3				給水設備フロー(例)	図中の注意書きに、「井水については、既設の井水設備の利用を計画検討しているが、・・・この件に関する運営委託費の変更は行わない。」と示されていますが、既存井水設備の仕様・劣化状態・水質・給水能力・運用上の制約に関する情報の有無・精度により、運営費・リスクの見積に大幅な違いが生じる恐れがありますので、詳細条件のご提示をお願いします。	No262をご参照下さい。
274		3				排水設備フロー(例)	生活系排水処理のフローで、「工場内生活排水」と「プラットホーム床洗浄排水」とが、生活系排水として、同一フローで示されていますが、あくまで例であって、不具合が予想される場合にはこれと異なるフローとして支障ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 No37を参照下さい。
275		3				造成平面図	図中の注意書きに、「雨水排水は全て防災調整池に放流する」「防災調整池の容量は、組合造成エリア（青色範囲）+建設請負事業者造成可能エリア（桃色範囲）を含めた調整容量を見込んでいる」と示されていますが、建設請負事業者道路付替可能エリア（緑色範囲）に最大限の付替道路を計画した場合の道路・法面の排水についても、容量を見込まれていると考えてよいですか。	お見込みのとおりです。